

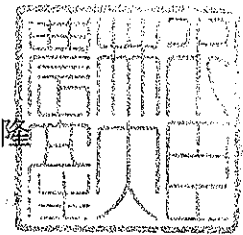
21消安第13278号

平成22年 2月24日

農業資材審議会長

土肥一史 殿

農林水産大臣 赤松 広 隆



規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料の指定に関する諮問に
ついて

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第51条第2項において準用する法第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

カナダ産あまを、法第51条第1項第2号に掲げる法第3条第1項の規定により定められた規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料に指定することについて